

株式会社 高島屋 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号) 当社は株式会社高島屋と称し、英文ではTakashimaya Company, Limitedと記す。

第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店業、輸出入業、卸売業及びこれらの業務に付随する製造業ならびに加工業
2. 計量器・専売品の販売業、古物売買業、風俗営業、酒類販売業
3. 医薬・医薬部外品・医療用具・化粧品 of 輸出入及び製造販売業
4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
5. 介護保険法に基づく第一号事業
6. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
8. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
9. 介護・介護予防、健康に関するコンサルティング業務
10. 衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品等の通信販売事業
11. 建築工事、内装仕上工事、土木工事等の設計・監理及び請負業
12. 商業施設の開発、都市開発、地域開発、環境整備に関する企画・調査・設計・施工・監理・コンサルティング業務
13. 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業務
14. ビルの警備・清掃及び施設の保守管理業務
15. 労働者派遣事業
16. 衣料品・事務機器・スポーツ・娯楽用品等の賃貸業、総合リース業、倉庫業、両替業、金融業
17. 薬局・診療所の経営
18. ホテル・旅館・遊戯場・スポーツ施設・駐車場の経営
19. ビデオソフト・映画等の制作・販売及びビデオ・音楽等のスタジオ経営、文化教室・学習教室の経営、教育研修事業
20. 映画・演劇等の各種興行
21. 広告業、印刷・出版業
22. 一般旅行業
23. 生命保険募集業、損害保険代理業
24. 貨物自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、自動車修理整備業
25. 電気通信事業
26. 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得、譲渡、貸与、仲介業
27. 各種飲食物の調理販売業、写真業、美容業
28. 衣料品・日用雑貨品・家庭用電気製品・食料品等の販売業務及び店舗運營業務の受託
29. 店頭販売及び店舗運営に関するコンサルタント業
30. 前各号に関連する一切の業務

第 3 条 (所 在 地) 当社は本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は 6 億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）当社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増請求）当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 11 条（株主名簿管理人、株主名簿等の設置場所）当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。

第 12 条（株式取扱規則）当社の株式に関する取扱は、本定款で定めるもののほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（開催の時期及び方法）当社の定時株主総会は毎年 5 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを招集する。

2. 前項の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

3. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 14 条（議 長）株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。取締役全員に事故あるときは、出席株主中よりこれを選任する。

第 15 条（電子提供措置等）当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし法令の定めによる場合、又は本定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）株主は議決権を有する他の出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議場の変更）株主総会の議長は、必要があると認めるとき、議場を変更または移転することができる。

第4章 取締役、取締役会及び監査等委員会

第19条（取締役の数）当社の取締役は、19名以内とする。

2. 前項のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とし、過半数を社外取締役とする。

第20条（取締役の選任）当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

2. 前項に規定する株主総会の決議（以下「取締役選任決議」という。）については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要し、その議決権の過半数をもって行うものとする。なお、取締役選任決議については累積投票によらないものとする。

第21条（代表取締役）取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会社を代表する取締役若干名を選定する。

第22条（役付取締役）取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名、専務取締役・常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は必要ある場合その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

3. 各役付取締役の業務分掌については、取締役会で定める取締役業務分掌規則による。

第23条（取締役の任期）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第24条（取締役の権限等）取締役会は、法令、定款又は取締役会規則に定める事項を決議し、取締役の職務の執行を監督する。

2. 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第25条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役会招集の通知）取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）当社は、取締役が提案した決議事項について、議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項について可決する取締役会の決議があったものとみなす。

- 第28条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。
- 第29条（執行役員）取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。
2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則及び執行役員規則による。
- 第30条（取締役の責任免除）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 第31条（取締役との責任限定契約）当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。
- 第32条（監査等委員会の組織等）監査等委員会は、監査等委員である取締役をもって組織する。
2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
- 第33条（監査等委員会の権限等）監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- 第34条（監査等委員会の招集の通知）監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに書面又は電磁的方法により発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。
- 第35条（監査等委員会規則）監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第5章 計 算

- 第36条（事業年度）当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。
- 第37条（剰余金の配当）当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 第38条（中間配当）当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。
- 第39条（除斥期間）剰余金の配当金または中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

2026年5月開催の第160回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

2026年5月開催の第160回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者も含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

以 上

2026年5月26日改正